

令和3年7月1日第8回改訂
(令和3年7月1日以降入札公告・指名通知分から適用)
令和3年4月1日第7回改訂
(令和3年4月1日以降入札公告・指名通知分から適用)
令和2年9月15日第6回改訂
令和2年5月1日第5回改訂
(令和2年5月1日以降着手協議分から適用)
令和2年4月1日第4回改訂
(令和2年4月1日以降入札公告・指名通知分から適用)
平成31年4月1日第3回改訂
(平成31年4月1日以降入札公告分から適用)
平成30年9月3日第2回改訂
(平成30年9月3日以降着手協議分から適用)
平成30年8月17日改訂
(平成30年8月17日以降着手協議分から適用)
平成30年7月1日

「香川県週休2日制モデル工事」Q&A

Q1 完全週休2日と4週8休との違いを教えてください。

A1 完全週休2日は、令和元年度までの香川県の週休2日制と同じ、土曜日・日曜日を休工とする制度です。4週8休は、土曜日・日曜日に限らず、4週間で8日を休工とする制度です。

Q2 要領第2条第1項の発注者指定型と受注者希望型の対象となる工事を教えてください。

A2 発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえでモデル工事として発注します。このため、以下のいずれかに該当する工事は、発注者指定方式の対象外とすることが出来ます。

- ① 現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ② 通年維持工事や緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 社会的要請等により強く早期の工事完成が望まれる工事
例 災害復旧工事、供用時期が公表され、施工条件の制約が厳しい工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予測される工事
例 通学路時間帯の中断など地域社会からの要望が予測される工事
希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

受注者希望型は、発注者指定型を除く全ての工事を対象とします。ただし、以下に

該当する工事は、対象外とします。

- ①現場施工が1週間未満程度の短期間の工事
- ②通年維持工事や緊急対応工事

Q 3 工事着手前とはどの期間ですか。

A 3 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先だって行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q 4 要領第4条第1項のただし書きの「災害時の緊急対応及び品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業」とはどのような作業ですか。

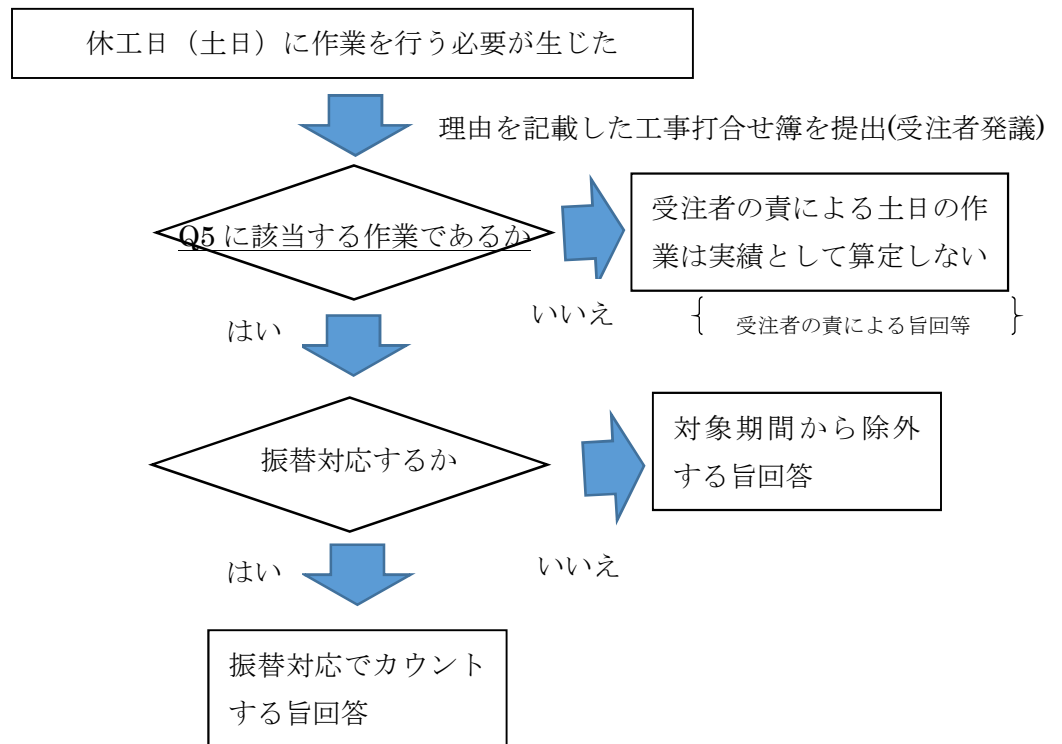
- A 4 次のような作業が考えられます。
- ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害発生時の対応作業
 - ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保するうえで必要な作業
 - ・立入禁止柵の設置、風飛散対策等の第三者災害の防止作業や安全パトロール
 - ・その他、監督員が必要と認めた作業

Q 5 要領第4条第2項の「完全週休2日の場合に振替を行う」のはどのような場合ですか。

- A 5 次のような場合が考えられます。
- ・近接工事の工程調整の結果、休工にできない場合
 - ・道路使用許可条件や地元要望のため、土曜日又は日曜日しか作業許可がもらえない場合
 - ・その他、受注者の責（都合）によらず監督員が必要と認めた場合

Q 6 要領第4条第2項の「完全週休2日の場合」の振替の考え方を教えて下さい。

A 6 休工日を変更する場合は以下のフローとなります。ただし、受注者の責により現場作業を行う場合は、休工の実績として算定しません。



Q 7 要領第 4 条第 2 項の「休工期の振替を行う」場合の考え方を教えてください。

A 7 事前に監督員との協議により、4 週 8 休の場合は、振替日を決めてください。ただし、休工実績の確認は、4 週ごとに行います。完全週休 2 日の場合は、振替が必要な日を含む前後 7 日以内の土曜日及び日曜日以外の曜日に休工期を決めてください。ただし降雨、降雪、出水期等で休工期の振替を行う場合は、休工する事を決定した時点で速やかに監督員と協議して決めてください。

Q 8 要領第 4 条第 3 項で仮に土曜日を作業予定日としていた場合で、雨天などで当日休工とすることとした場合の手続きはどうなりますか。

A 8 Q 6 の手続きと同様に行ってください。ただしこの場合、休工決定後速やかに情報共有システムに登録して下さい。

Q 9 祝日はどのように取り扱えばよいでしょうか。

A 9 4 週 8 休の場合は、休工すれば休工期の実績とすることができます。完全週休 2 日の場合は、祝日がある場合でも、平日と同様に取り扱い、原則として 1 週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q 1 0 降雨等による予定外の休工期は、休工期の実績と考えてよいでしょうか。

A 1 0 降雨や降雪などにより休工する場合は、工事監督員と協議し、休工期の振替を行う

ことで実績として扱うことが出来ます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、振替日を工事監督員と協議して決めてください。完全週休2日の場合は、直後の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q11 要領第7条の工程を検討とは、具体的にどのようなものになりますか。

A11 週休2日を確実に実施することが確認できる内容とし、記載例は別紙（工程表）のとおりです。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q12 要領第8条の工事中標示板は、どのような記載になりますか。

A12 工事中標示板の記載例は次のようなものです。完全週休2日又は4週8休を区別して記載してください。

「完全週休2日」の場合

「4週8休」の場合



Q13 要領第11条の工事日報の記載はどのようにすればよいのですか。

A13 工事日報の記載例は別紙（工事日報）のとおりです。なお、休工日の確保の状況を確認する資料の例として別紙（週休2日確認シート）を参考にしてください。

Q14 要領第14条の休工実績とはどういうことですか。

また、工事成績評定でどのように評価、反映するのですか。

A14 休工実績は、次のとおりです。

- ・ 4週8休：28日のうち休工日数が8日以上
- ・ 4週7休：28日のうち休工日数が7日
- ・ 4週6休：28日のうち休工日数が6日

なお、発注者の指示により作業を行った休工日については、やむを得ない場合として、振替を行っている場合は、振替前の日を休工としたものとして考えます。

ただし、休工実績は、工事着手日から4週毎に算出し、対象期間のうち最少の確保日数を当工事の休工実績とします。

また、工事成績評定において、発注者指定型、受注者希望型ともに4週8休以上の場合に週休2日の取組み状況に応じて評価します。

Q 1 5 4週8休の場合、振替による休工日が工事着手日からの4週毎の期間を跨ぐ場合、
休工実績は、どのように考えるのですか。

A 1 5 受注者の責による振替は、振替後の日を休工日としてカウントするため、振替日の設定次第で、4週毎の確保日数が当初の休工日より増減する場合がありますため、注意してください。

発注者の指示及び雨天等による受注者の責によらない振替は、振替前の日を休工日としてカウントします。

Q 1 6 4週8休の場合、着手日から28日ごとに1期目、2期目と計算しますが、最終期の末日から竣工日までの期間が28日未満の場合、休工実績はどのように考えるのですか。

A 1 6 次表のとおり、最終期の末日から竣工日までの日数に応じて、1欄に示す休工日を確保すれば、2欄を達成したこととします。

休工日が同じ日数の場合は、上位の区分を達成したこととします。

ただし、最終期の末日から竣工日までの日数が7日未満の場合は対象期間に含めないこととします。

(例) 最終期の末日から竣工日までの日数が13日の場合で、休工日を3日確保した場合は、4週7休と4週8休が同じ3日ですので4週8休を達成したこととします。

最終期の末日から 竣工日までの日数	休工日の日数				
7	1	1	1	← 1欄	
8	2	2	1		
9	2	2	1		
10	2	2	2		
11	2	2	2		
12	2	2	2		
13	3	3	2		
14	3	3	2		
15	4	3	3		
16	4	4	3		
17	4	4	3		
18	4	4	3		
19	4	4	4		
20	5	5	4		
21	5	5	4		
22	6	5	4		
23	6	5	4		
24	6	6	5		
25	6	6	5		
26	6	6	5		
27	7	6	5		
	4週8休相当	4週7休相当	4週6休相当		← 2欄

Q 1 7 対象期間が28日未満の工事の休工実績はどのように考えるのですか。

A 1 7 対象期間が28日未満の工事の場合は、Q 1 6と同様に1欄の休工日を確保すれば、2欄を達成したこととします。

Q18 要領第14条の経費の補正の内容はどのようなものですか。

A18 発注者指定型の当初予定価格の積算は、4週8休となる場合の補正を行っているため、4週8休を達成できなければ、減額補正を行います。

受注者希望型は、休工実績に応じて以下の通り、それぞれの経費に補正係数を乗じるものとします。工種によって補正率等が異なりますので、必要に応じて、工事着手前の週休2日にかかる協議の際に、受発注者間で確認してください。ただし、工事着手前に週休2日にかかる協議が整わなかったものは補正の対象としません。

1. 土木工事標準積算基準（電気通信編、機械編、公園編を含む）による工事

① 発注者指定型

当初予定価格の積算は、4週8休となる場合の補正を行っているため、4週8休を達成できなければ、減額補正を行います。

【労務費】：1.05 【機械経費(賃料)】：1.04

【共通仮設費】：1.04 【現場管理費】：1.06

② 受注者希望型 休工実績に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

(1) 4週8休

【労務費】：1.05 【機械経費(賃料)】：1.04

【共通仮設費】：1.04 【現場管理費】：1.06

(2) 4週7休

【労務費】：1.03 【機械経費(賃料)】：1.03

【共通仮設費】：1.03 【現場管理費】：1.04

(3) 4週6休

【労務費】：1.01 【機械経費(賃料)】：1.01

【共通仮設費】：1.02 【現場管理費】：1.03

2. 港湾請負工事積算基準による工事

① 発注者指定型

当初予定価格の積算は、4週8休となる場合の補正を行っているため、4週8休を達成できなければ、減額補正を行います。

【労務費】：1.05 【機械経費(賃料)】：1.04

【共通仮設費】：1.02 【現場管理費】：1.03

② 受注者希望型 休工実績に応じ、それぞれの補正係数を乗じるものとする。

(1) 4週8休

【労務費】：1.05 【機械経費(賃料)】：1.04
【共通仮設費】：1.02 【現場管理費】：1.03

(2) 4週7休

【労務費】：1.03 【機械経費(賃料)】：1.03
【共通仮設費】：1.01 【現場管理費】：1.02

(3) 4週6休

【労務費】：1.01 【機械経費(賃料)】：1.01
【共通仮設費】：1.00 【現場管理費】：1.01

Q19 経費について発注者指定型では当初から4週8休となる場合の補正を行い、受注者希望型については4週8休未満でも達成状況により補正を行うのはなぜですか。

A19 発注者指定型は発注時点で現場条件等を踏まえ選定し、週休2日が達成可能であると判断したうえでモデル工事として発注しています。また設計金額が3,000万円以上の工事であることから比較的大規模な工事であること、これまでの実績から、週休2日の達成は可能であると考えています。

一方、受注者希望型も基本的には4週8休以上が望ましいですが、現場条件等に制約があるなか、週休2日に取り組む姿勢を示し、週休2日を達成しようと努力したことを評価し、週休2日の達成状況に応じた率補正を行うこととしています。

Q20 発注者指定型のモデル工事で明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合か。またその際の工事成績評定の工程管理の項目に反映させるとはどういうことですか。

A20 受注者が、工事着手日までに週休2日を考慮した工程を記載した施工計画書を工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。なお、その場合、工程管理における項目で「文書による改善指示」を行い、工事成績評定にも反映します。

Q21 ①当初完全週休2日で打ち合わせ簿を提出していたが、工事途中で困難になり、4週8休へ切り替えたい場合、②週休2日が工事途中で明らかに達成できないとなった場合はどうするのですか。

A21 ①発注者指定型、受注者希望型ともに工事打合せ簿で完全週休2日から4週8休へ切り替える旨の協議を行ってください。以降の休工の確認は、次の資料を参考にしてください。
(別紙 週休2日確認シート 休日制度切替版)
②発注者指定型の場合は、モデル工事を達成できない旨を記載し、変更工程表を含む施工計画書を提出し、監督員の承認を受けてください。ただし、変更時に減額補正を行います。受注者希望型の場合は工事打合せ簿でモデル工事を止める旨の協議を行ってください。上記の協議が整った場合は、これ以降の休工の振替などの手続きは不要です。

Q 2 2 要領第 1 6 条のアンケートの内容はどのようなものですか。

A 2 2 アンケートは別紙のとおりです。

Q 2 3 全体の手続きの流れはどのようなものになりますか。

A 2 3 別紙 手続きフローを参考にしてください。

Q 2 4 要領第 3 条では、年末年始休暇 6 日及び夏季休暇 3 日間は対象期間から除くとのことですが、4 週 8 休を選択した工事で、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例 1-1) 夏季休暇 3 日間の内に日曜等の休工予定日が重なる場合

8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				●	●							●	●					●	●				●		●	●				
			1	2							3							4	5				6			7				
				●	●						●	●						●	●				●		●	●				
【第4期】4週7休													夏季休暇対象外					【第4期】4週7休												

⇒8月14日は対象外となり4週7休と算定するのか。

例 1-2) 夏季休暇 3 日間の内に日曜等の休工予定日が重なる場合

8月																														
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
				●	●						●	●						●	●						●	●				
			1	2														3	4				5			6				
				●	●						●	●						●	●				●		●	●				
【第4期】4週6休													夏季休暇対象外					【第4期】4週6休												

⇒8月12、13日は対象外となり4週6休と算定するのか。

例 2) 年末年始休暇 6 日間の内に日曜等の休工予定日が重なる場合

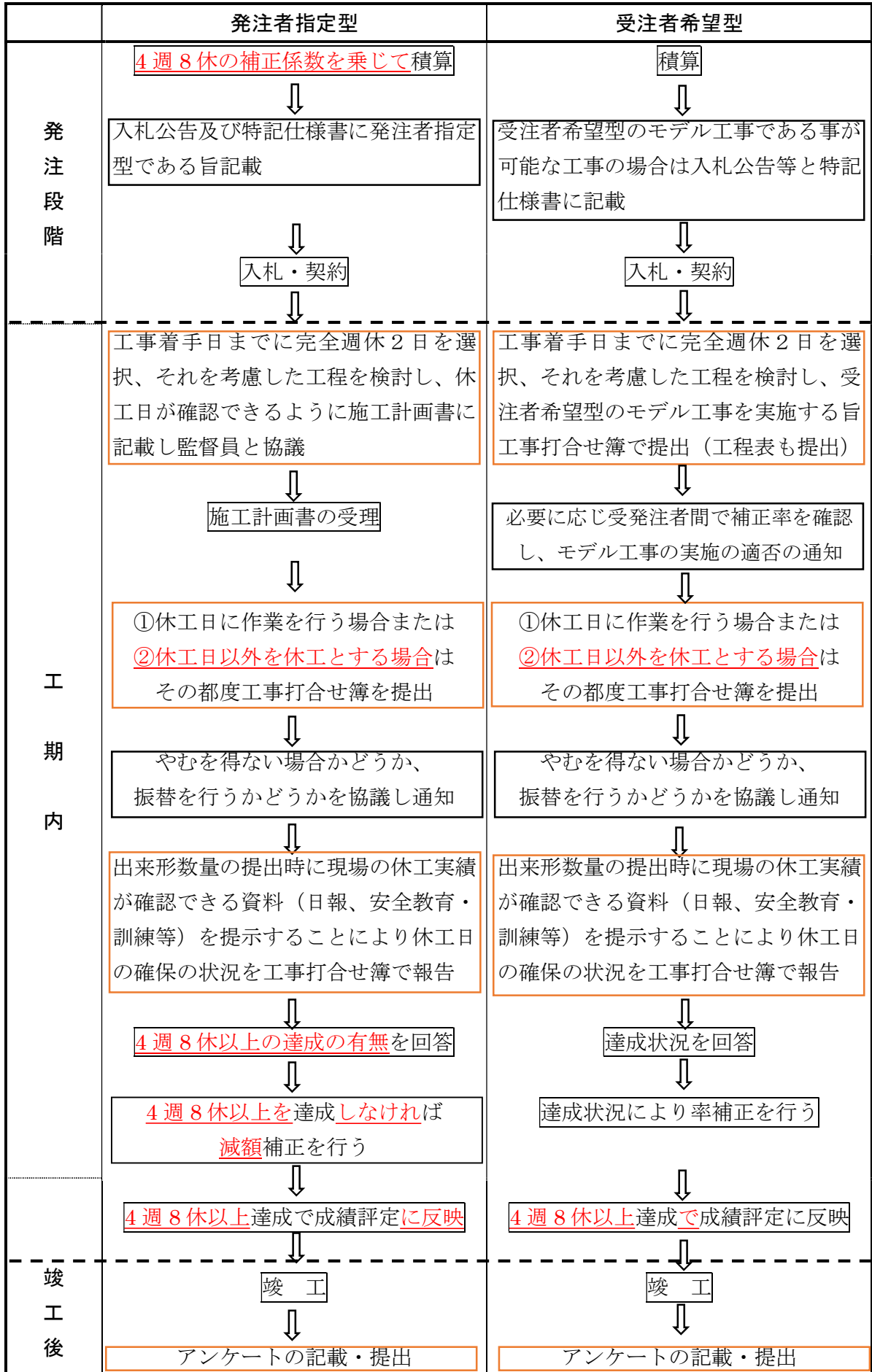
12月															1月																			
17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	
月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	
					●	●						●							●	●				●		●	●							●
				1	2														3	4				5			6							7
				●	●							●							●	●				●		●	●							●
【第3期】4週7休												年末年始対象外				【第3期】4週7休																		

⇒12月29日は対象外となり4週7休と算定するのか。

A 2 4 4週8休を選択した工事では、休工日の取得状況を4週毎に確認することとしています。質問例のように、年末年始休暇6日間や夏季休暇3日間を対象期間外としたことにより、4週毎の計算で4週8休が達成できなくなる場合がありますが、その場合には、各休暇内における休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることができることとします。したがって、対象期間外を設ける事によって4週8休が達成できない場合に、4週内に別途休工日を設ける必要はありません。

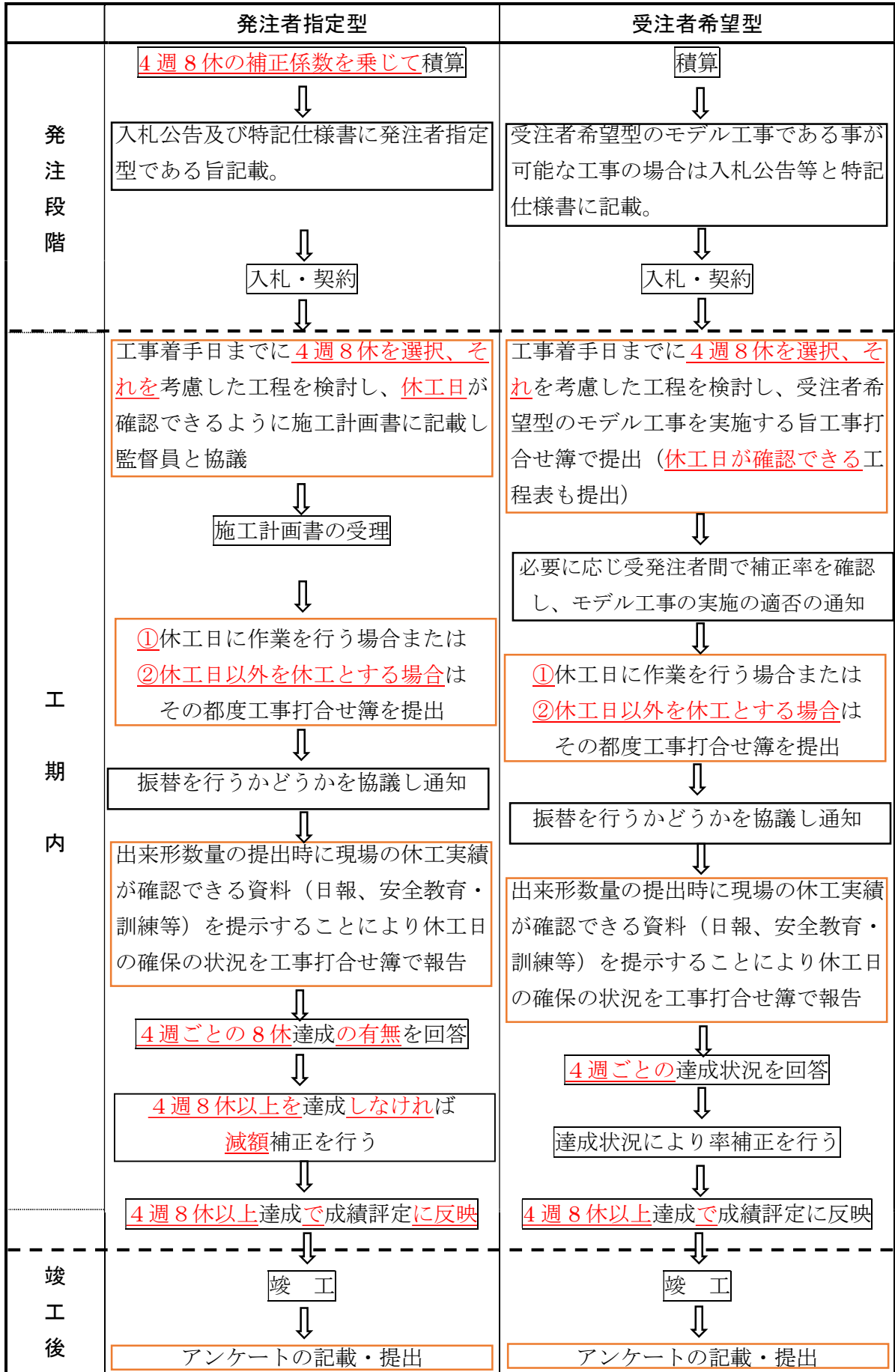
ただし、完全週休2日を選択した場合は、従来通り年末年始休暇、夏季休暇とは別に土日も休工してください。

「完全週休2日」を選択した工事における手続きフロー（令和2年4月1日改訂）



※ □ は発注者の手続き、▭ は受注者の手続きを表す

「4週8休」を選択した工事における手続きフロー（令和2年4月1日改訂）



※ □ は発注者の手続き、▭ は受注者の手続きを表す